

2010年2月1日発行

発行 羽曳野市 市長公室 秘書課  
〒583-8585 羽曳野市誉田4-1-1  
072-958-1111 (代表)

URL <http://www.city.habikino.osaka.jp/>  
E-mail [mailbox@city.habikino.osaka.jp](mailto:mailbox@city.habikino.osaka.jp)



カメラ付き携帯電話のバーコードリーダーで左のQRコードを読み取ってください。「モバイルシティはびきの」をご覧ください(ただしQRコードは商標登録の登録商標です)。

今月の表紙

昨年2月末の誉田八幡宮の梅の写真です。背景は放生橋と応神陵古墳です。メジロが梅の木々を飛び回っていました。今年も美しい梅の花と馥郁たる梅の香りを期待しています。

もくじ

- 2 特集:下水道
- 4 財政健全化計画
- 6 所得税の申告
- 7 市・府民税の申告
- 8 市民フェスティバル
- 9 市民大学
- 12 高額医療、高額介護合算療養費・石川クリーン作戦
- 13 市有地の売却・健康診断
- 14 スポーツ施設予約システム
- 15 第13回公開シンポジウム
- 16 温室効果ガス排出状況
- 17 健康フォーラム・家族介護者教室
- 18 畑田家・生活廃水・水道
- 19 駒ヶ谷駅駐輪場・消費生活Q&A・成人式
- 20 青少年児童センター・サラダボール
- 21 LICはびきの
- 22 子育て支援センター
- 24 健康ファミリー
- 26 図書館だより・白鳥児童館
- 27 国民年金・かかりつけ健康メール・東洋医療
- 28 街かどから
- 30 制度・お知らせ・スポーツ
- 39 相談窓口
- 40 市民のページ・風流韻事



羽曳野市

市章は「羽」の文字を抽象的に図案化し、シンプルに表現したものです。鳥のはばたきのような市の雄飛と発展性を示しています。

面積…26.44km<sup>2</sup>

人口…119,264人(前月比-152)

男… 57,216人

女… 62,048人

世帯… 48,634

(平成21年12月31日現在)

# 特集

# 下水道

## 下水道使用料を平成 22 年 10 月 1 日 使用分より改定させていただくこと となりました。

羽曳野市の下水道は、衛生的で快適な生活環境を確保するため、昭和60年より整備を開始しました。以来、皆様のご協力のもと、24年を経過した現在、人口整備率73.7%、約88,200人が使用可能となりましたが、整備区域のさらなる拡大に努めています。

### ○下水道事業費と財源

下水道事業の費用は、下水処理場や下水道管を建設するための「建設費」と、維持管理や借入金の返済のための「管理運営費」に分けられ、いずれも長い年月と多額の費用を必要とします。

下水道 事業費	建設費 下水処理場や下水道管の建設	・ 国庫補助金 ・ 市債(借入金) ・ 受益者負担金 ・ 市税など
	管理運営費 施設の維持管理や借入金の返済	・ 下水道使用料 ・ 市税など

このままの状況が続くと、下水道事業のために市税負担がさらに増え、市の財源を使ってしまうため、本来の市民サービスが低下することになります。



### ○建設費の財源(平成20年度)

建設費(19.5億円)		
国庫補助金 4.2億円(21%)	市債(借入金) 12.8億円(66%)	受益者負担金 市税など 2.5億円(13%)

### ○管理運営費の財源(平成20年度)

管理運営費のうち家庭や事業所などから出る汚水をきれいな水にするための汚水処理費は、施設の維持管理や市債(借入金)の返済などがあり「受益者負担の原則」により、本来は下水道使用料で賄うこととなっております。

管理運営費(22.5億円)	
汚水処理費 13.9億円(62%)	雨水処理費等 8.6億円(38%)
本来の下水道使用者負担分	市税負担分
下水道使用料収入 8.4億円	実際の市税負担分 14.1億円

しかし、下水道の普及と共に汚水処理費は年々増加しており、下水道使用料収入だけでは賄えていない厳しい状況です。

このような状況を改善し、下水道事業の健全化を図るため、平成22年10月1日より使用料の改定をさせていただくこととなりました。

### なぜ、下水道使用料を値上げするのですか？

現在、汚水処理費のうち、使用料収入では60.5%しか賄えていない状況であり、赤字に相当する不足分を市税により補っており、下水道事業は厳しい経営状況となっております。

### 汚水1m<sup>3</sup>当たりを処理するための負担割合(平成20年度)

現行使用料(平成20年度)

汚水処理費用 181.0円	
下水道使用料 109.5円(60.5%)	市税で負担 71.5円(39.5%)

使用料値上げ後(平成24年度)

汚水処理費用 189.7円	
下水道使用料 139.1円(73.3%)	市税で負担 50.6円(26.7%)

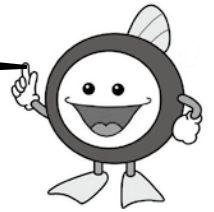


# 使用料改定のお知らせ

## いつから値上げになりますか？

急激な負担を緩和するため、平成 22 年 10 月 1 日から 3 年にわたる段階的な値上げとなります。

平成 22 年、平成 23 年、平成 24 年の各年 10 月 1 日ご使用分からの値上げとなります。



## どれぐらいの値上げになりますか？

値上げ（改定）率は、使用される水量により若干の違いがありますが、現行使用料より 3 か年で 27%の値上げとなります。



使用者の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

◎ 1 カ月に 20 m<sup>3</sup>使用した場合の一般下水道使用料（消費税含む）

改定日	現行使用料よりの改定率（平均改定率）	20 m <sup>3</sup> 使用料	現行使用料との差額
現行使用料	—	1,680円	—
平成 22 年 10 月 1 日より	9% (8.65%)	1,828円	148円
平成 23 年 10 月 1 日より	18% (17.70%)	1,979円	299円
平成 24 年 10 月 1 日より	27% (26.75%)	2,129円	449円

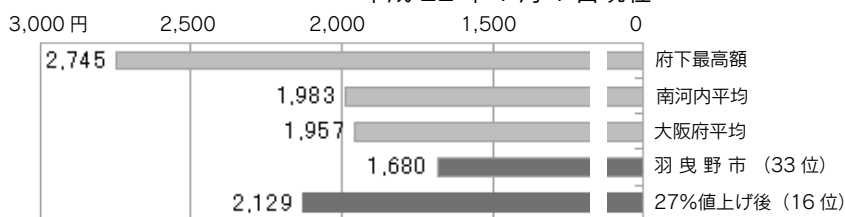
## 現行と改定後との比較するとどうなりますか？

平成 22 年 1 月 1 日現在、1 カ月当たりの 20 m<sup>3</sup>使用料は、大阪府下 43 市町村中、上位より 33 番目となっていますが、3 年後には 16 番目となります。

また、汚水 1 m<sup>3</sup>当たりを処理するための負担についても、使用料割合が 73.3%に増加し、市税負担が約 21 円減少する見込みとなります。

下水道使用量（1 カ月 20 m<sup>3</sup>使用料・消費税含む）

平成 22 年 1 月 1 日現在



汚れた水は、下水道管を通り処理場できれいな水にして川に放流します。  
雨水はそのまま川に放流します。

